

# 障害者自立支援法の施行に伴う 当面の市町村事務について

(平成18年1月から3月までの事務)

## 目 次

- I 更生医療について . . . . . P 1  
資料1：自立支援医療の申請手続きに係る様式等（別紙1～別紙8）
- II 福祉サービスに係る利用者負担上限月額等の決定に  
ついて . . . . . P 16  
資料2：福祉サービスに係る利用者負担上限月額等の申請手続きに係る様式  
等（別紙1～別紙15）
- III 認定調査員及び市町村審査会について . . . . . P 49
- IV 市町村障害福祉計画について . . . . . P 50
- V その他 . . . . . P 51  
資料3：障害者自立支援法の施行に係るH18年度の予算要求について

平成18年1月10日  
宮城県保健福祉部障害福祉課

(3) サービス利用類型ごとの申請等

① 施設入所（20歳以上）の場合

ア) (介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を受理します。 (別紙8)

イ) 申請する減免の種類を確認します。

ウ) 【月額負担上限の設定】

添付書類を確認します。

添付書類

\* 世帯状況・収入・資産等申告書 (別紙15)

\* 必要な税情報、手当の受給状況についての調査同意書 (別紙7)

→ 上記申告書の添付資料で確認できる場合は添付資料で確認します。

エ) 利用者本人の属する世帯の収入等に応じて以下の4区分に設定します。

i 生活保護      ii 低所得1      iii 低所得2      iv 一般

オ) 【個別減免の認定】

上記低所得者1及び2のうち障害者本人名義の一定の資産を有していない場合には、個別減免の対象となります。個別減免は障害者本人の収入、資産等の状況のみで負担能力を判断しますが、基本的にウ)の世帯状況・収入・資産等申告書及びその添付資料で足りると思われま

カ) 【補足給付の認定】

上記生活保護、低所得者1及び2に該当する場合には、補足給付の対象となります。基本的にウ)の世帯状況・収入・資産等申告書及びその添付資料で足りると思われま

キ) 【利用者負担額等の決定通知】

(介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書を利用者あて通知します。 (別紙9)

このとき、利用者負担上限月額欄には 個別減免認定後の額 を

・特定障害者特別給付費(特定入所者食費等給付費)欄には 補足給費認定後の額(日額) をそれぞれ記載します。

ク) 【受給者証の交付】

(別紙13/14)

キ)の通知と同時に新しい受給者証を利用者に交付します。※

※ 平成18年3月末で現在の施設訓練等支援費の支給決定期間が終了する利用者が多いと思われま

② 施設入所（20歳未満）の場合

○ 年齢については、平成18年4月1日時点の年齢で判断します。

ア) (介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を受理します。 (別紙 6)

イ) 申請する減免の種類を確認します (個別減免はありません)。

ウ) 【月額負担上限の設定】

添付書類を確認します。

添付書類

\* 世帯状況・収入・資産等申告書 (別紙 15号)

→ 20歳未満(18,19歳)の施設入所者については、保護者等の当該障害者を監護する者の属する世帯の所得で認定を行います。

\* 必要な税情報、手当の受給状況についての調査同意書 (別紙 7)

→ 上記申告書の添付資料で確認できる場合は添付資料で確認します。

エ) 利用者本人の属する世帯の収入等に応じて以下の4区分に設定します。

i 生活保護      ii 低所得1      iii 低所得2      iv 一般

オ) 【補足給付の認定】

上記生活保護、低所得者1、低所得2及び一般のいずれも、補足給付の対象となります。

カ) 【社会福祉法人減免】

上記低所得者1、低所得2のうち、申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者(以下「申請者等」という)が一定の不動産以外の不動産を有さず(個別減免の基準と同様)、申請者等の収入及び預貯金等の額が基準以下の者については、利用者負担減免の対象者となります。

なお、申請者はア)とは別に、減免措置の対象確認申請が必要です。

(別紙 10)

キ) 【利用者負担額等の決定通知】

(介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書を利用者あて通知します。 (別紙 9)

このとき、利用者負担上限月額の欄には、月額負担上限の設定額を

特定障害者特別給付費(特定入所者食費等給付費)の欄には  
補足給費認定後の額(日額)をそれぞれ記載します。

ク) 【受給者証等の交付】

(別紙 13/14)

キ) の通知と同時に新しい受給者証を利用者に交付します。

カ) の該当者については、特記事項欄に「社会福祉法人等利用者負担減額対象」と記入し、社会福祉法人等利用者負担減額対象確認通知書を交付します。 (別紙 11)

③ グループホーム入居者の場合

ア) (介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を受理します。 (別紙 8)

イ) 申請する減免の種類を確認します。

ウ) 【月額負担上限の設定】

添付書類を確認します。

添付書類

\* 世帯状況・収入・資産等申告書 (別紙 15)

\* 必要な税情報、手当の受給状況についての調査同意書 (別紙 7)

→ 上記申告書の添付資料で確認できる場合は添付資料で確認します。

エ) 利用者本人の属する世帯の収入等に応じて以下の 4 区分に設定します。

i 生活保護      ii 低所得 1      iii 低所得 2      iv 一般

オ) 【個別減免の認定】

上記低所得者 1 及び低所得 2 のうち障害者本人名義の一定の資産を有していない場合には、個別減免の対象となります。個別減免は障害者本人の収入、資産等の状況のみで負担能力を判断しますが、基本的にウ) の世帯状況・収入・資産等申告書及びその添付資料で足りると思われま

カ) 【通所施設等食費軽減措置】

上記生活保護、低所得者 1 及び低所得 2 のサービス利用者が通所施設等を利用している場合に対象となります。月額負担上限額設定の際に市町村民税非課税世帯の者であることが確認できれば足りるため、別途申請の必要はありません。

キ) 【利用者負担額等の決定通知】

(介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書を利用者あて通知します。 (別紙 9)

このとき、利用者負担上限月額欄には 個別減免認定後の額 を記載します。

ク) 【受給者証の交付】 (別紙 12)

キ) の通知と同時に新たな受給者証を利用者に交付します。

カ) の該当者については受給者証への記載は不要です。上限額が 37,200 円 (一般) 以外の者がすべて対象となるため、事業者は受給者証に記載されている負担上限額で食費等軽減措置の対象者を確認することとされています。

④ 在宅（ホームヘルプ、通所施設、デイサービス利用者）の場合

ア) (介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を受理します。 (別紙 8)

イ) 申請する減免の種類を確認します (個別減免はありません)。

ウ) 【月額負担上限の設定】

添付書類を確認します。

添付書類

\* 世帯状況・収入・資産等申告書 (別紙 15)

\* 必要な税情報、手当の受給状況についての調査同意書 (別紙 7)

→ 上記申告書の添付資料で確認できる場合は添付資料で確認します。

エ) 利用者本人の属する世帯の収入等に応じて以下の4区分に設定します。

i 生活保護      ii 低所得1      iii 低所得2      iv 一般

オ) 【社会福祉法人減免】

上記低所得者1、低所得2のうち、申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者（以下「申請者等」という）が一定の不動産以外の不動産を有さず（個別減免の基準と同様）、申請者等の収入及び預貯金等の額が基準以下の者については、利用者負担減免の対象者となります。

なお、申請者はア)とは別に、減免措置の対象確認申請が必要です。

(別紙 10)

カ) 【通所施設等食費軽減措置】

上記生活保護、低所得者1及び低所得2の通所施設等利用者が対象となります。月額負担上限額設定の際に市町村税非課税世帯の者であることが確認できれば足りるため、別途申請の必要はありません。

キ) 【利用者負担額等の決定通知】

(介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書を利用者あて通知します。 (別紙 9)

ク) 【受給者証の交付】 (別紙 12)

キ) の通知と同時に新たな受給者証を利用者に交付します (支給決定期間は9月30日まで)。

オ) の該当者については、特記事項欄に「社会福祉法人等利用者負担減額対象」と記入し、社会福祉法人等利用者負担減額対象確認通知書を交付します。 (別紙 11)

カ) の該当者については受給者証への記載は不要です。上限額が37,200円(一般)以外の者が対象となるため、事業者は受給者証に記載されている負担上限額で食費等軽減措置の対象者を確認することとされています。

⑤ その他（短期入所等利用者）の場合

ア) (介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を受理します。 (別紙 8)

イ) 【月額負担上限の設定】

添付書類を確認します。

添付書類

\* 世帯状況・収入・資産等申告書 (別紙 15)

\* 必要な税情報、手当の受給状況についての調査同意書 (別紙 7)

→ 上記申告書の添付資料で確認できる場合は添付資料で確認します。

エ) 利用者本人の属する世帯の収入等に応じて以下の 4 区分に設定します。

i 生活保護      ii 低所得 1      iii 低所得 2      iv 一般

オ) 【通所施設等食費軽減措置】

上記生活保護、低所得者 1 及び低所得 2 のサービス利用者が対象となります。月額負担上限額設定の際に市町村民税非課税世帯の者であることが確認できれば足りるため、別途申請の必要はありません。

カ) 【利用者負担額等の決定通知】

(介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書を利用者あて通知します。 (別紙 9)

キ) 【受給者証の交付】 (別紙 12)

カ) の通知と同時に新たな受給者証を利用者に交付します (支給決定期間は 9 月 30 日まで)。

オ) の該当者については受給者証への記載は不要です。上限額が 37,200 円 (一般) 以外の者が対象となるため、事業者は受給者証に記載されている負担上限額で食費等軽減措置の対象者を確認することとされています。